

# 韓国仏教全書第十五冊所収高麗撰述天台法華章疏解題

金 炳 坤

## 緒言

去る八月六日のことである。金天鶴博士（東国大学校仏教文化研究院教授）からのご連絡で、先般『韓国仏教全書』（以下、『韓仏全』と略記）の「第十五冊」目となる「補遺篇 五」が発行（二〇二二年四月二十日）されており、中に天台三大部の注釈書が収録されているので、検討してみようというご教示を賜った。

そのうえ、本篇は後日、筆者あてに大学へ郵送するように手配されるということで、その前にと、週明けの八日には、東国大学校仏教学術院「編」『韓国仏教全書 補遺篇 第十五冊 解説集』学校法人東国大学校出版文化院、二〇二二（以下、『解説集』と略記）をご自身でデータ化しメールで送ってくださいだったのである。

そのようなやり取りをさせていただいたのち、金天鶴博士にお取り計らいいただき、本学に第十五冊の本篇と、その『解説集』の、合わせて四セットが届いたのは九月の上旬のことである。

配付の代行を任された四か所は次の通りで、福土慈稔博士（元身延山大学教授、身延山大学東アジア仏教研究室顧

問、ご著書の『日本仏教各宗の新羅・高麗・李朝仏教認識に関する研究』第1巻、第2巻・上、第2巻・下、第3巻、身延山大学東アジア仏教研究室、二〇一一―二〇一三に収録されている元暁著述の逸文が『韓仏全』所収本の底本として用いられている。次項の「目次」に列記されている書名の冒頭に「丸印」を付したものがこれにあたる」と、身延文庫の収蔵品を管理している身延山宝物館（身延文庫所蔵本が『韓仏全』所収本の底本として用いられている。「目次」の「二重丸」参照）と、種々の韓国仏教諸師章疏を所蔵する身延山大学附属図書館、そして、筆者の分は、平成二十七（二〇一五）年十一月一日に東国大学校仏教文化研究院と学術交流協定を締結している身延山大学国際日蓮学研究所に、東国大学校仏教文化研究院からの謹呈ということで、寄贈させていただいた。

貴重な研究資料をご送付いただいた東国大学校仏教文化研究院の金天鶴博士ならびに関係者各位に深く感謝申し上げます。

本論では、『韓仏全』の第十五冊に収録されている三種の高麗撰述天台法華章疏、すなわち、了世の編纂と推定されている『法華文句并記節要』（七巻或は八巻中、巻第三・四・五・六の四巻存）と、山巨集『妙法蓮華經三昧懺法』（巻上・中・下の三巻）と、撰者未詳で妙慧の跋文を有する『法華三昧懺助宣講儀』（巻上・中・下の三巻中、巻中失）について、『解説集』に収録されている当該文献の「解説」に基づいた資料紹介（訳註）を行い、金天鶴博士のご厚意に対する筆者からのレスポンスとさせていただきます。

## 目次

さて、『韓国仏教全書 第十五冊 補遺篇 五』には、新羅時代から朝鮮時代までの韓国仏教の諸師によって撰述さ

れた三十一タイトルの文献が収録されている。

第十三冊（二〇〇一年十一月五日発行）と第十四冊（二〇〇四年十二月二十日発行）には、二冊にわたって道倫（遁倫）の『瑜伽論記』が収録されているから、<sup>3</sup>少なくとも第十二冊が発行された一九九六年一月二十五日を前後にして現在に至るまでの二十数年の間、国内外で新たにその存在が知られるようになった資料中、学術的価値を有するものが厳選されているということであろう。

以下、『解説集』収録の「目次」（三頁）を以て「第十五冊」収録文献の概略を示しておきたい。

### 新羅時代篇（十種）

無量義經疏	円測撰	五頁
○金光明經疏〈輯逸〉	元曉撰	六頁
○勝鬘經疏〈輯逸〉	元曉撰	七頁
○經論疏記〈輯逸〉	元曉撰	八頁
白花道場發願文	義相製	九頁
華嚴經問答	義相說・智通記	一〇頁
法華經集驗記	義寂撰	一一頁
○無量壽經述記 卷第一	義寂撰	一二頁
最勝太子別壇供養儀軌	玄超撰	一三頁

韓国仏教全書第十五冊所収高麗撰述天台法華章疏解題（金炳坤）

韓國仏教全書第十五冊所収高麗撰述天台法華章疏解題(金炳坤)

健拏標訶一乘修行者秘密義記

法藏述

一四頁

高麗時代篇(六種)

\*法華文句并記節要 卷三・四・五・六

了世編

一五頁

\*妙法蓮華經三昧懺法

山巨集

一六頁

\*法華三昧懺助宣講儀 上・下

未詳

一七頁

白花道場發願文略解

体元撰

一八頁

三十分功德疏經

未詳

一九頁

文殊師利菩薩最上乘無生戒經

指空記

二〇頁

朝鮮時代篇(十五種)

舍利靈応記

金守温撰

二一頁

観音現相記

崔恒撰

二二頁

五台山上院寺重創勸善文

信眉 外撰

二三頁

曹洞五位要解

金時習撰

二四頁

禪源圖中決疑

覺性撰

二五頁

法集別行録節要并私記分科

浄源撰

二六頁

法集別行録節要并人私記科評

秋鵬撰 二七頁

海珠録

未詳 二八頁

述夢瑣言（一〇〇張本）

金大鉉撰 二九頁

徳新堂書目

劉聖鍾撰 三〇頁

野山集

明遠著 三一頁

延宗法会旨趣書

未詳 三二頁

禪門撮要

惺牛編 三三頁

玉壺蔵

茶唐著 三四頁

釈譜略録

宝鼎撰 三五頁

参考までに、右記中、元暉撰『経論疏記』（輯逸）は、『楞伽経疏』（輯逸）、『楞伽経宗要』（輯逸）、『劫章』（輯逸）、『菩薩瓔珞本業経疏』卷上（輯逸）、『仁王経疏』（輯逸）、『解深密経疏』（輯逸）、『因明入正理論記』（輯逸）、『三論玄義』（輯逸）、『大乘起信論料簡』（輯逸）、『二道義』（輯逸）と、十種の元暉著述の逸文によって構成されている。

### 訳註

先述のように、本論において紹介する資料は、前項の「目次」においてアステリスクを付しておいた、三種の高麗撰述天台法華章疏である。次に『解説集』における当該文献のハングルによる「解説」を和訳（直訳）し註を付した

韓国仏教全書第十五冊所収高麗撰述天台法華章疏解題（金炳坤）

改訂版を提示しておきたい。

訳註にあたっては、当該文献に対する解題類や先行研究及びテキスト（『韓仏全』所収本又は原本イメージ）に立ち返り、その内容を入念に検討し、その過程で判明した解説作者による誤認・不備等については、訳文か註においてそれを指摘し是正しておいた。また、一頁内に収めねばならないという紙幅の制限もあったがために、不足しているものと思われる内容についても、筆者に、当該文献を考察していくうえで必要であろうと判断される情報については、それを訳補しておくことにした。

なお、訳文・引用文中の「亀甲括弧」・太字・下線は、筆者によるものである。

### 法華文句并記節要 卷第三・四・五・六<sup>4</sup>

#### 一、著者

円妙了世（一一六三～一二四五）。十二歳に陝川天樂寺に出家して均定を恩師にして天台教観を研いた。知訥（一一五八～一二一〇）に定慧〔結〕社の禪の修行法を習ったりもした。一二〇八年以降、曹溪禪から天台宗に復帰して天台宗の中興に力を傾けており、白蓮結社運動を展開した。著述としては『三大部節要』<sup>5</sup>がある。

#### 二、書誌事項

木版本で、卷第三（二部〔前半欠〕・四・五〔一部・後半欠〕・六が残っている零本の二冊である。<sup>7</sup>

現在、「二冊とも」個人所蔵として伝わるもので、「第二冊目」に「萬徳蔵本」という蔵書印が押されていることか

ら、「第二冊目は康津」萬徳寺で所蔵していたものとみられる。<sup>(8)</sup>

本来、全体で七卷であるものと推定され、本文献は、「第二冊目の」卷第三の「第」十一張以前と「卷第五の第二十一張以降が欠落しており、第三冊目の」卷第七以下が逸失している。<sup>(12)</sup>

「第二冊目の」題簽は「<sup>(13)</sup>」「華文<sup>(14)</sup>」であり、各巻の末に「法華文句并記節要」とあることから、円妙了世の著書『三大部節要』中、一部分である『法華文句節要』に「あたる」と推定される。<sup>(15)</sup>

### 三、構成と内容

全体的な構成は『妙法蓮華經』二十八品についての解釈である天台「智顛（五三八～五九八）」の『法華文句』と「妙楽」湛然（七一～七八二）の『法華文句記』の一部を編集した形態である。<sup>(16)</sup>

具体的に「『法華文句并記節要』卷第三の現存するところに限って『法華文句』『法華文句記』と」対比すれば、本文献の卷第三が『法華文句』卷第五上～卷第六下、『法華文句記』卷第六上～卷第七中に該当する。<sup>(18)</sup>

卷第三は「釈譬喩品（第三）（の<sup>(20)</sup>一部）、「釈信解品」（第四）で、卷第四は「釈信解品余」（第四）、「釈菓草喩品」（第五）、「釈授記品」（第六）、「釈化城喩品」（第七）、「釈五百弟子受記品」（第八）、「釈授学無学人記品」（第九）、「釈法師品」（第十）「で」、卷第五は「釈見宝塔品」（第十一）、「釈提婆達多品」（第十二）、「釈持品」（第十三）、「釈安樂行品」（第十四）の<sup>(22)</sup>一部「で」、「釈從地涌出品」（第十五）の<sup>(21)</sup>一部、「釈寿量品」（第十六）の<sup>(20)</sup>一部、「卷第六は「釈寿量品余」（第一張オ～第二十張ウ）、「釈分別功德品」（第二十張ウ～第二十八張オ）、「釈隨喜功德品」（第二十八張オ～第三十二張オ）、「釈法師功德品」（第三十二張オ～第三十六張ウ）、「釈常不輕菩薩品」（第三十六張ウ～第四十一張オ）、「

「釈如来神力品」（第四十一張オ）、「第四十四張オ」、「釈嘱累品」（第四十四張オ）、「第五十一張ウ」で構成されている。本文献は、巻第一～巻第三の前半部と巻第七以下の部分<sup>(24)</sup>が逸失されているために、文献の理解に困難（な側面）があるが、『法華文句』と『法華文句記』の重要な内容を取捨して会編した著述として高麗後期の法華教学思想を理解するうえで貴重な資料を提供してくれている。<sup>(25)</sup>

### 妙法蓮華經三昧懺法

#### 一、著者

山亘（生没年代未詳）。本書の各巻の末尾に「伝天台教観天幕沙門釈 山亘 集」とある。『韓仏全』所収本の底本である祇園精舎所蔵本の「巻下に「月山社開板」〔H15, 40367〕とあり、この本の講儀書である『法華三昧懺助宣講儀』（撰者未詳）には「月山老が智者の懺文一卷を三巻に増広して流行させた」とあるから、山亘の号が月山老<sup>(27)</sup>であると推定される。本の内容から、彼は天台学の教観に明るかった高僧であるとみられる。

#### 二、書誌事項

泰定三年（一二三二六、高麗忠肅王十三年）月山社で開版された木版本の上・中・下の三巻であり、慶州祇園精舎（旧・王龍寺院）に所蔵されている。<sup>(28)</sup>

国内の同一本として三巻の異本が現伝するが、『韓仏全』所収本の乙本である<sup>(29)</sup>、金敏榮旧蔵本には、巻上の末に「化主信海」<sup>(31)</sup>と、『韓仏全』所収本の甲本である<sup>(32)</sup>、祇林寺本巻上の末には「化主 自明」という句が墨書で書かれており、



『韓仏全』所収本の丙本で〕一四七二年に仁粹大妃（一四三七～一五〇四）が刊行した救仁寺本巻下には、金守温（一四〇九～一四八一）の跋文が入っている。<sup>33)</sup>

本（祇園精舎所蔵の）版本にも各巻の末に撰者「山亘」が同一に記録されており、「施主 自明」という句が墨書で書かれている。また、巻下の末に校勘者をはじめ、刊記と刊行の参与者が収録されているため、刊行に関する具体的な事実を知ることができる。

### 三、構成と内容

『妙法蓮華經三昧懺法』は『妙法蓮華經』二十八品を十二段<sup>34)</sup>に構成して法華三昧を研くようにした修行集である。中国の智顛撰『法華三昧懺儀』や日本の慈覚（円仁（七九四～八六四））撰『法華懺法』は『妙法蓮華經』の全品を一つの修行法によって研くようにしたのであるが、本書は、二十八品を十二段に分けて各品を誦誦して礼仏・作観・懺悔を通して各々法華三昧を証得するようになったという点に差異がある。特に『法華三昧懺儀』と異なり作観が強調されているのであり、六根懺悔に代わって修行者に見合った懺悔行を研くことが強調されている。<sup>35)</sup>

この本は、中国・日本に比して、高麗ならではの大きいに進一歩した法華三昧の修行法を収録しているために、高麗の法華信仰を研究するうえで非常に貴重な文献である。

また、歴代の主要な正蔵及び教蔵目録に載っておらず、その現伝本が大変稀覯であるため、天台宗の伝教及び教観研究においても大変重要な資料であると言えるのである。<sup>36)</sup>

法華三昧懺助宣講儀 卷上・下<sup>(37)</sup>

一、著者

未詳。靈岳寺<sup>(38)</sup>の住持〔である〕妙慧が刊行した。

二、書誌事項

高麗禑王三年（一三七七）に刊行した木版本である。現在、上・中・下の三巻の中で、巻中<sup>(39)</sup>は逸失され、巻上（個人所蔵<sup>(40)</sup>）と巻下（慶州祇林寺所蔵<sup>(41)</sup>）が残っている。

巻下にある妙慧の跋文は、了円が著した『法華靈験伝』（の跋文（HG. 570b）と同じもので、同一人〔物〕が同じ目的で発刊したことを示している。また、宣光七年（一三七七）判天台宗事靈岳寺住持妙慧が刊行した<sup>(42)</sup>、という重要な書誌学的情報を提供している。その他、書写、校整<sup>(43)</sup>、化主、刻手、鍊板<sup>(44)</sup>、鐵匠の担当者名<sup>(45)</sup>を記録しているために、<sup>(46)</sup>高麗時代の木版印刷の研究に貴重な資料となる。

三、構成と内容

本文献は『妙法蓮華経三昧懺法』の本文<sup>(47)</sup>を注解して、作観・懺法の解説を通して、法華懺法の修行と実践を助けるための解説・講儀書である。

妙慧が一三七七年に『法華靈験伝』とともに刊行して水原萬義寺に木版を置いた。『法華三昧懺』助宣講儀』は、

注解の対象となる山亘の『妙法蓮華經三昧懺法』三巻の分経科目〔HI.5. 362b8-24〕に従い十二段に分けて解説している。<sup>(48)</sup>

各品の経文と礼懺に基づき、経文を簡略に引用して作観についての解釈を詳細にする方式を取っている。<sup>(49)</sup>

巻上は「三昧懺縁起」〔HI.5. 404a6〕、「将釈法華先判五時次第」〔HI.5. 406b7〕、「次明翻訳年代部秩品会」〔HI.5. 406c22〕、「次解釈一部」〔HI.5. 407c15〕、「第一六瑞問答段礼懺作観」<sup>(50)</sup>、「二法説周礼懺作観」<sup>(51)</sup>、「三譬（↓比）喩周作観礼懺」<sup>(52)</sup>までで構成されている。

解釈は、中国歴代の法華三昧の修行集と、天台三大部、戒環解〔『妙法蓮華經解』〕などが引用されている。<sup>(52)</sup>

巻中は逸失されており、巻下は「九古今弘通并仏付嘱段作観礼懺」〔HI.5. 424a34〕から「十二惡世擁護流通段作観礼懺」〔HI.5. 444b1〕までの総四段であり、『妙法蓮華經』〔本門〕流通分の十一品〔半〕<sup>(53)</sup>が割り当てられている。<sup>(54)</sup>

巻上は『妙法蓮華經三昧懺法』の撰述縁起と構成体制など、正しい修行のための講儀書として重要な情報を提供しており、巻下は書誌学的側面において、大変重要な文献情報を提供しているという点で資料的価値が高い。

## 結 言

かくして『韓国仏教全書』第十五冊に収録されている高麗撰述天台法華章疏の『法華文句并記節要』『妙法蓮華經三昧懺法』『法華三昧懺助宣講儀』に対する「解説」の訳註を終えるが、その総評については、改訂した訳文と註において過剰なまでに評論させていただいたため、細部にまで目を通していただくことで割愛したい。

註

- (1) 詳しくは、金炳坤「身延山の海東仏教関連資料について」『印度学仏教学研究』第六五巻第一号、二〇一六と、次のページ [https://www.min.ac.jp/pdf/laboratory/ek\\_161205.pdf](https://www.min.ac.jp/pdf/laboratory/ek_161205.pdf) の註 (c) を参照されたい。
- (2) 詳しくは、次のページ [http://www.min.ac.jp/pdf/laboratory/ek\\_160202.pdf](http://www.min.ac.jp/pdf/laboratory/ek_160202.pdf) を参照されたい。
- (3) 『韓仏全』の第十四冊までは、東国大学校仏教学術院の「仏教記録文化遺産アーカイブ」 <https://kabc.dongguk.edu/index/> に公開されている。

#### 法華文句并記節要

- (4) 原文の「卷三・四・五・六」は、『韓仏全』所収本に基づき「卷第三・四・五・六」に訂正した。以下、翻訳では原文にない「第」の字を補った。
- (5) 原文の「百」は「白」に訂正した。
- (6) 『三大部節要』については、東国大学校仏教文化研究所編『韓国仏書解題辞典』国書刊行会、一九八二の一一一頁に「三大部節要 卷数不明 失／崔滋撰 萬徳山白蓮社円妙国師碑（銘并序）」、「常（↓普）自謂一門教海浩汗。学者迷津。乃撮綱要。出三大部節要。鏤板流行。後進多頼（↓頼）焉」（『東文選』卷之一百十七参照、句読点は訳者による）。天台智顛の法華玄義二十卷、法華文句二十卷、摩訶止観二十卷の三大部があまり浩汗にすぎるので、その中で綱要だけを撮要して鏤板印施したものとと思われる」とあり、『韓仏全』に「題名 編者補入。㊦萬徳蔵印本（個人所蔵）疑萬徳山白蓮寺刊 円妙了世編『三大部節要』（逸失）中『法華文句節要』推定編」（H15, 261n）とあることから、『韓仏全』の編者は、本書『法華文句并記節要』が『三大部節要』を構成する一文獻であると見なしたようである。ただ、『法華文句記』を除いて『法華文句節要』と略してよいものであろうか。
- (7) 『法華文句并記節要』の巻数と冊数については、巻第一から巻第七までの七巻が全三冊に編まれていたようで、巻第一と巻第二の二巻が第一冊目に（散逸）、巻第三から巻第五までの三巻が第二冊目に（南權熙「韓国語」十三世紀天台宗関連 高麗仏経三種の書誌的考察——円覚類解、弘賛法華伝、法華文句并記節要——『書誌学報』第一九号、一九九七の二三頁によれば、一二四〇年を前後にした時期に刊行されたものと推定する）、巻第六（南權熙前掲論文の四〇頁によれば、一三

三九年の印出（後述）と推定する」と巻第七（散逸）の二巻が第三冊目に収められていたようである。

(8) 『法華文句并記節要』の発見等については、第一冊目は未発見で、第二冊目は、南權熙前掲論文の二頁と二七頁によれば、慶州祇林寺塑造毘盧舍那仏腹藏典籍（一九八六年九月六日に発見され、一九八八年十一月四日に、五十四件七十一冊が、宝物第九五九号（但し、この番号は「文化財指定（登録）番号削除及び文化財名表記方法変更告示」（二〇二一年十一月十九日施行）により現在は削除されている）として一括指定されている）と関連づけられる資料であると、又は、これらと一緒にあった資料中の一部であると推定しており、第三冊目は、『仏教新聞』の記事「大乘起信論など典籍十五点発掘」（趙炳活記、一九九七年九月十六日承認）によれば、南權熙教授が梁山大聖庵に所蔵されていた古文書を整理・分類する過程で、『法華文句并記節要』巻第六を発見したと報じている。参考までに、『法華文句并記節要』は、文化財庁の「国家文化遺産ポータル」サイト内の「文化財検索」[[https://www.heritage.go.kr/heri/cul/culSelectView.do?pageNo=1\\_1\\_1\\_0](https://www.heritage.go.kr/heri/cul/culSelectView.do?pageNo=1_1_1_0)]ではヒットしない。

(9) 但し、巻数については異説もあり、朴昭映「高麗白蓮結社の『法華文句并記節要』についての一考察」『叡山学院研究紀要』第三四号、二〇一二の二二頁には「『法華文句』と『法華文句記』における各品の分量を勘案すると、『法華文句并記節要』の全体の巻数は八巻ではないかと推定する」とある。

(10) 原文の「面」は「張」に訂正した。

(11) ここは、南權熙前掲論文の二二頁に基づく訳補である。

(12) 原文の「卷六以下が欠落されている」は、『韓仏全』所収本の巻第六の巻末に尾題を有する（H15, 361b21）ことから、「巻第七以下が逸失している」に訂正した。

(13) 原文の「表題」は、南權熙前掲論文の二二頁に基づき「題簽」に訂正した。

(14) 原文の「華文」は、南權熙前掲論文の二二頁に基づき「華文」に訂正した。

(15) 要するに「萬徳藏本」という蔵書印が押されていることが、この推定を可能ならしめる唯一の根拠になっているということである。加えて、南權熙前掲論文の三七頁（結語）には「特に「萬徳藏本」という蔵書印は、『法華（↓天台）三大部』を著述した了世によって節要の作業が行われ、刊行は彼を継いだ天因（二二〇五〜二二四八）、天頭（二二〇六〜？）中の一人によって行われたか、編纂と刊行がすべて彼らによって行われた可能性が高いと判断される」とあり、一門であ

れば、誰にでもあり得ようという態で結ばれている。参考までに、知訥に『華嚴論節要』が伝わっており、知訥と了世の交友関係による書名の借用という視点も必要であろう。

(16) 訳者が現物資料を見ているわけではないため、もとの形態がどうであったかは確言できないが、『韓仏全』所収本では『妙法蓮華經文句』と『法華文句記』の引用が区分されており、後者は文章全体が一字下げで示されている。南權熙前掲論文の四四～四五頁に掲載されている図版三面（巻第四の巻首、巻第六の巻首と巻末）中、巻第六の巻首において『法華文句記』の引用が一字下げになっていることが確認できるものの、ここは一行内に収まる分量であるために、文献全体に及ぶものなのかは判断し兼ねる。

(17) 『韓仏全』に収録されている『法華文句并記節要』巻第三（前半欠）の本文は、「若対出世」（H15, 261a19）から始まり、「属法故也」（H15, 287b15）で終わっている。「若対出世」は『法華文句記』巻第六上（T34, 259a10）にあたり、「属法故也」は『法華文句記』巻第七中（T34, 283a23）にあたる。また、『法華文句并記節要』巻第三における『妙法蓮華經文句』の引用は、「今以十徳帖経義足」（H15, 261b12）から始まり、「又有寒風馬麥之報」（H15, 287b67）で終わっている。「今以十徳帖経義足」は『妙法蓮華經文句』巻第五上（T34, 66c11）にあたり、「又有寒風馬麥之報」は『妙法蓮華經文句』巻第六下（T34, 85b3）にあたる。したがって、続く下線部（訳補）に対する「本文献の巻三が『法華文句』巻五上～巻九上、『法華文句記』巻六に該当する」という原文は、解説作者の明らかな誤認となるのである。参考までに、『妙法蓮華經文句』と『法華文句記』、そして『法華文句并記節要』（第二冊目のみ）の対応関係については、南權熙前掲論文の二三～二四頁を参照されたい。

(18) 原文の「巻五上～巻九上」は、前註における訳者の指摘通り、解説作者の誤りであるため、「巻第五上～巻第六下」に訂正した。

(19) 原文の「巻六」は、前々註における訳者の指摘通り、解説作者の誤りであるため、「巻第六上～巻第七中」に訂正した。

(20) 原文の書誌事項に「卷三（一部）」とあり、また『韓仏全』に「三唯有一」以下落張（二面（↓一張か）推定）<sup>㉒</sup>（H15, 262a1）とあることから、「の一部」を補った。つまり、巻第三の巻首から「釈譬喩品」が始まるのであれば、「釈譬喩品」は前半の十一張を欠くばかりでなく、間に落張もあるということになる。参考までに、南權熙前掲論文の二二頁によれば、巻第三の最後の張数は第五十六張で、巻第四は第五十五張までであり、巻第五は第二十張までが現存しているという。

(21) 原文の「授」は、『韓仏全』所収本に基づき「受」に訂正した。

(22) 下線部は、次に指摘するように、解説作者の誤りであるため、削除すべきである。すなわち、南權熙前掲論文の二三頁と、『韓仏全』所収本の巻第五の本文中に、これらの品題はなく、又た『韓仏全』所収本の冒頭に「総目次 編者作成補入」(H15, 261n3)として付されている「総目次」(H15, 261a6-15)においても「釈従地涌出品」と「釈寿量品」の品題は記入されていないのである。もともと『韓仏全』所収本の巻第五は「非七方便故名実」(H15, 331b12)で終わっており、『韓仏全』に「実」下推定落張<sup>編</sup>」(H15, 331n1)と注記されていること、この「非七方便故名実」は『妙法蓮華經文句』「釈安樂行品」(T34, 120c1)にあたることから、下線部は、解説作者の明らかな誤認となるのである。何よりも、南權熙前掲論文の四〇頁には「前と後ろの落張された三〜五巻の末は「つまり、巻第五の失われた後半部には」「釈踊出品」と「釈寿量品」がさらにある「↓続く」ものと判断される」と指摘されている。

(23) この一文は、南權熙前掲論文の四〇頁と『韓仏全』所収本の巻第六に基づく訳補である。されば、解説作者は巻第六に目を通していないということか。なお、『法華文句并記節要』巻第六の(前述の)印行(印出)については、南權熙前掲論文の四〇頁に「印出時代を斟酌できるようにするものとして、巻末に墨書で「」年己卯十二月 日印出」という記録があること、「」中の年号は裏打ちのために剥れてなくなっているが、初めて筆者が確認していた四、五年前には、確かに至元という文字があったものと記憶されるが、現在としては全く知ることができない。ただ、これを基準に推定すれば、忠肅王の復位八年(一三三九)に該当する」とある。参考までに、『韓仏全』には「己卯十一月日印出」(H15, 361b23)と翻印されており、両者に齟齬がある。

(24) 原文の「巻第六の末以下」は、『韓仏全』所収本(巻第六は尾題を有する)に基づき「巻第七以下」に訂正した。

(25) とかく、今後のテキスト研究においては、『法華文句并記節要』における「妙法蓮華經文句」と『法華文句記』の撮要基準、引用態度、地の文の確定などが課題として挙げられよう。

### 妙法蓮華經三昧懺法

(26) 撰者未詳『法華三昧懺助宣講儀』巻上に「但智者。懺文本一卷耳。月山老。依而增之。離為三卷。今之流行三卷是也」(H15, 406a5-6・句点は訳者による)とある。

韓 国 仏 教 全 書 第 十 五 冊 所 収 高 麗 撰 述 天 台 法 華 章 疏 解 題 (金炳坤)



- (17) 原文の「老人」は「老」に訂正した。
- (18) 二〇〇六年十月に発見された祇園精舎所蔵本については、二編の解説と影印を含む研究書（東国大学校仏教学術院編『妙法蓮華經三昧懺法』東国大学校出版部、二〇二〇、訳者未見）が出版されており、東国大学校仏教学術院の「**仏教記録文 化遺産アーカイブ**」[[https://kabc.dongguk.edu/viewer/view?dataId=ABC\\_NC\\_05120](https://kabc.dongguk.edu/viewer/view?dataId=ABC_NC_05120)]に、原文（テキスト）と画像（イメージ）が公開されている。
- (19) 『韓仏全』に収録されている、山巨集「妙法蓮華經三昧懺法」の底本と対校本については、『韓仏全』に「**慶州祇園精舎**（旧 王龍寺院）所蔵本（上中下三卷）**慶州祇林寺**所蔵本（上卷）宝物 第959-2-14号（一九八八年十一月四日指定）**金敏榮**所（旧（二〇一一年三月二十三日に売渡している）蔵本（上卷）宝物 第1519号（二〇〇七年七月十三日指定）**大韓仏教天台宗救仁寺**所蔵本（下卷）宝物 第1162号（一九九三年六月十五日指定）」（H15, 362n1）と注記されている。なお、三種の対校本については、文化財庁の「**国家文化遺産ポータル**」サイト内の「**記録遺産 原文**」[[https://www.heritage.go.kr/heri/mem/selectSearchIist.do?s\\_code1=31&s\\_code3=&pageIndex=1&searchDisp=0&s\\_code2=&searchGubun=s\\_mnm1&searchCond=모법부회초대법첩searchPage=126](https://www.heritage.go.kr/heri/mem/selectSearchIist.do?s_code1=31&s_code3=&pageIndex=1&searchDisp=0&s_code2=&searchGubun=s_mnm1&searchCond=모법부회초대법첩searchPage=126)]に、書誌・解題・原文イメージ・原文テキストが公開されている。
- (30) 原文の「上卷」は「卷上」に訂正した。以下、翻訳では原文の「下卷」に「卷下」に訂正した。
- (31) 金敏榮旧蔵本（卷上）の該当箇所（卷末）の原文イメージは、次のページ [https://www.heritage.go.kr/heri/mem/selectImageDetail.do?s\_code1=31&s\_code2=&s\_code3=&query=&query2=&s\_mnm=&s\_kdcd=12&s\_asno=15190000&s\_cnum=0001&s\_ctcd=00&s\_dcd=&s\_pcd=&s\_page=127&s\_hgsv=0&s\_from\_asno=&s\_to\_asno=&searchGubun=s\_mnm1&searchCond=모법부회초대법첩searchPage=127] を参照された。
- (32) 祇林寺所蔵本（卷上）の該当箇所（卷末）の原文イメージは、次のページ [https://www.heritage.go.kr/heri/mem/selectImageDetail.do?s\_code1=31&s\_code2=&s\_code3=&query=&query2=&s\_mnm=&s\_kdcd=12&s\_asno=09590214&s\_cnum=0001&s\_ctcd=00&s\_dcd=&s\_pcd=&s\_page=127&s\_hgsv=0&s\_from\_asno=&s\_to\_asno=&searchGubun=s\_mnm1&searchCond=모법부회초대법첩searchPage=127] を参照された。
- (33) 救仁寺所蔵本（卷下）の該当箇所（跋文）の原文イメージは、次のページ [https://www.heritage.go.kr/heri/mem/



selectImageDetail.do?code1=31&code2=&code3=&query=&query2=&mmn=&\_kcd=12&\_asno=11620000&\_cnum=0001&\_ctcd=00&\_dcd=&\_pcd=&\_page=90&\_hgsv=0&\_from\_asno=&\_to\_asno=&searchCubun=s\_mml&searchCond=단일명칭·상호명칭·대칭명칭·searchPage=90]を参照された。

(34) この「十二段」の概要については、**朴鎔辰**【韓国語】高麗後期『妙法蓮華經三昧懺法』の刊行と内容研究』『書誌学研究』第八六輯、二〇二一の二一九頁の「〈表3〉『妙法蓮華經三昧懺法』の体制と内容」と、**吳知娟**【韓国語】高麗時代の法華三昧懺法の二つの様相についての比較考察』『韓国仏教学』第一〇一輯、二〇二二の二一七五頁の「〈表1〉『妙法蓮華經三昧懺法』の構成と礼懺方法」を参照された。

(35) この段落は、**李起雲**【韓国語】高麗の法華三昧修行法再照明——新たに発見された法華三昧修行集を中心として——『東西比較文化ジャーナル』第二四号、二〇一一に基づいて作成されたものとみられる。

(36) この一文は、「記録遺産原文」に公開されている金敏榮旧蔵本(巻上)の解題と同文である。

#### 法華三昧懺助宣講儀

(37) 翻訳では原文にない「巻」の一字を補った。

(38) 原文の「岩」は、原文イメージ(後述)に基づき「岳」に訂正した。以下同様。

(39) 原文の「中巻」は「巻中」に訂正した。以下、翻訳では原文の「上巻」「下巻」についても「巻上」「巻下」に訂正した。

(40) 巻上については、『韓仏全』に「(宣光七年刊行本(個人所蔵)」(H15, 404h2)と注記されており、**朴鎔辰**【韓国語】高麗後期『法華經三昧懺助宣講儀』の刊行とその意義』『仏教学報』第九五輯、二〇二二の六〇頁に、巻首と巻末の図版が掲載されている。

(41) 巻下については、『韓仏全』に「(慶州祇林寺所蔵本(宝物 第959-2-25号)」(H15, 424h3)と注記されており、文化財庁の「国家文化遺産ポータル」サイト内の「記録遺産原文」[https://www.heritage.go.kr/heri/mem/selectSearchList.do?code1=31&code3=&pageIndex=1&searchDisp=0&code2=&searchCubun=s\_mml&searchCond=단일명칭·상호명칭]に、書誌・解題・原文イメージ・原文テキストが公開されている。

(42) 妙慧の跋文は、国史編纂委員会の「高麗時代史料 DATABASE」[https://db.history.go.kr/KOREA/item/gskoCompare

韓国仏教全書第十五冊所収高麗撰述天台法華章疏解題(金炳坤)

Viewer.do?levelId=gsko\_014\_0410)に、詳細な註を含む韓国語訳が公開されている。

- (43) 『韓仏全』に「宣光七年丁巳十二月日施主靈岳寺住持禪師(妙慧)謹識」(H15, 447c9-10)とある。該当箇所(前述の)原文イメージは、次の通り [https://www.heritage.go.kr/heri/mem/selectImageDetail.do?s\_code1=31&s\_code2=&s\_code3=&query=&query2=&s\_mmm=&s\_kdcd=12&s\_asno=09590225&s\_cnnum=0001&s.ctcd=00&s.dcd=&s.pcd=&s\_page=115&s\_hgsv=0&s\_from\_asno=&s\_to\_asno=&searchGubun=s\_mmm1&searchCond=법화삼십삼논의可searchPage=115] を参照された。

(44) 原文の「書写者、校整者」は、原文イメージに基づき「書写、校整」に訂正した。

(45) 原文の「鐵匠など」は「鐵匠の担当者名」に訂正した。

(46) この一文は、「記録遺産原文」に公開されている解題と同文である。

(47) 原文の「經文」は「本文」に訂正した。

(48) この一文は、朴鎔辰前掲論文の五八頁(バングル要約)と同文である。

(49) この一文は、朴鎔辰前掲論文の六四頁(『助宣講儀』の体制と内容)と同文である。

(50) この段落のここまでは、朴鎔辰前掲論文の六四頁と同文である。

(51) ここは、朴鎔辰前掲論文の六四頁に基づく訳補である。

(52) 現存する『法華三昧懺助宣講儀』の引用典籍については、朴鎔辰前掲論文の七二〜七三頁の「表4」『助宣講儀』の引用書」を参照されたい。

(53) 原文の「附」は「付」に訂正した。

(54) 原文にはないが、朴鎔辰前掲論文の七〇頁に「前品である「分別功德品」の現在四信と、滅後の五品弟子功德から經が終わる十一品半經までが本門の流通文である」と指摘されており、『法華三昧懺助宣講儀』卷下に「自前品現在四信。滅後五品弟子功德至尽經。十一品半經。是本門流通分。約此十一品半經。分四」(H15, 424a57・句点は訳者による)とある)とから、「本門」と「半」を補った。

(55) この一文は、朴鎔辰前掲論文の六四頁に「卷中は欠卷であるため、その内容を知ることができないが、『三昧懺法』(卷上の「分經科目」(H15, 362b8-24))によれば、「四者因緣周」、「五者聞三周說法授(↓受)記作仏」、「六者凡聖弘贊廣大」

「七者浅行菩薩惡世説経」、「八者開迹顕本授成仏記」の作觀札懺と関連される内容が収録されていたものとみられる。卷下には「九古今弘通并仏付囑段作觀札懺」、「十化他之師為法忘身段作觀札懺」、「十一他方大士奉命弘経段作觀札懺」、「十二惡世擁護流通段作觀札懺」まで、四段が分科され叙述されている」とあり、本箇所抄出とみられる。

〈付記〉

本論に対するネイティブチェックは、身延山大学の木村中一教授に行っていた。また、木村中一先生と、神奈川県立金沢文庫学芸課主任学芸員の道津綾乃先生には多くのご教示を賜った。ここに記して深く御礼申し上げたい。

(二〇二二年十一月二十三日脱稿)

〈キーワード〉

海東天台、了世、法華文句并記節要、山亘、妙法蓮華経三昧懺法、妙慧、法華三昧懺助宣講儀